

議案第 2 号

沖縄県教育委員会職員服務規程及び沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部
を改正する訓令について

以下の理由により、沖縄県教育委員会職員服務規程及び沖縄県教育庁等職員人事評価
実施規程の一部を改正する訓令案を別紙のとおり提出する。

平成30年3月15日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の一部を改正することに
伴う所要の改正を行う等の必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会訓令第 号

沖縄県教育委員会職員服務規程及び沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「新県立図書館準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

第24号様式の2注3中「統柄」を「統柄等」に改める。

(沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部改正)

第2条 沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1注3中「新県立図書館準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

訓令案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育委員会職員服務規程及び沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程の一部を改正する訓令について

2 改正の経緯及び必要性

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）の一部改正に伴う所要の改正を行う等の必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 「新県立図書館準備室長」を「全国高校総体推進室長」に改める。
- (2) その他所要の改正を行う。
- (3) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

4 根拠法令

地方公務員法第23条の2及び第30条

5 関係各課との調整状況

関係各課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表（第1条関係）

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）新旧対照表	
	改 正 案
第1条	現 行
（定義）	（定義）
第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第1条の2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) 統括監等 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。）第15条に規定する教育管理統括監及び教育指導統括監、組織規則第18条の2に規定する参事監並びに組織規則第18条の3に規定する参事をいう。	(1) 統括監等 沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。）第15条に規定する教育管理統括監及び教育指導統括監、組織規則第18条の2に規定する参事監並びに組織規則第18条の3に規定する参事をいう。
(2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長、組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、学力向上推進室長、 <u>全国高校総体推進室長</u> 及び生涯学習推進監並びに組織規則第18条の4に規定する副参事をいう。	(2) 課長等 組織規則第16条に規定する課長、組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、 <u>県立学校人事管理監</u> 、 <u>小中学校人事管理監</u> 、 <u>特別支援教育室長</u> 、 <u>学力向上推進室長</u> 、 <u>新県立図書館準備室長</u> 及び生涯学習推進監並びに組織規則第18条の4に規定する副参事をいう。
(3)から(5)まで (略)	(3)から(5)まで (略)
第2条から第24条まで (略)	第2条から第24条まで (略)
第1号様式から第24号様式まで (略)	第1号様式から第24号様式まで (略)

第24号様式の2 (第16条の5、第16条の6関係)

育児短時間勤務承認請求書									
1 請求に係る子									
氏名									
統柄等									
生年月日									
2 請求の内容									
<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 沖縄県職員の育児休業等による育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)									
3 請求期間									
週	時間	分勤務							
(育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態)									
4 勤務の形態									
勤務の日及び時間帯	月(～)	火(～)	水(～)	木(～)	金(～)	月(～)	火(～)	水(～)	木(～)
	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無
	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無
	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無
5 既に育児短時間勤務をした期間	年	月	日から	年	月	日まで	年	月	日まで
6 備考									
沖縄県教育委員会教育長	職	請求年月日							
上記のとおり 育児短時間勤務の承認の延長を請求します。 氏名 ㊞									

注1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものと除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との統柄等及び生年月日を記明する書類(戸籍謄本、住民票謄本等)を添付すること(写しでも可)。

2 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「6・備考」欄に必要な事項を記入すること。

3 「6・備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者の連絡等及び生年月日について記入すること。

4 該当する口には、印を記入すること。

育児短時間勤務承認請求書									
1 請求に係る子									
氏名									
統柄等									
生年月日									
2 請求の内容									
<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の承認 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務の期間の延長 <input type="checkbox"/> 沖縄県職員の育児休業等による育児短時間勤務の承認 (再度の育児短時間勤務が必要な事情を記入)									
3 請求期間									
週	時間	分勤務							
(育児休業法第10条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 の勤務の形態)									
4 勤務の形態									
勤務の日及び時間帯	月(～)	火(～)	水(～)	木(～)	金(～)	月(～)	火(～)	水(～)	木(～)
	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無
	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無
	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無	有無
5 既に育児短時間勤務をした期間	年	月	日から	年	月	日まで	年	月	日まで
6 備考									
沖縄県教育委員会教育長	職	請求年月日							
上記のとおり 育児短時間勤務の承認の延長を請求します。 氏名 ㊞									

注1 この請求書(育児短時間勤務の期間の延長に係るものと除く。)には、請求に係る子の氏名、請求者との統柄等及び生年月日を記明する書類(戸籍謄本、住民票謄本等)を添付すること(写しでも可)。

2 「勤務の日及び時間帯」欄に掲げられない日に勤務を希望する場合等当該欄により難い場合には、「6・備考」欄に必要な事項を記入すること。

3 「6・備考」欄には、請求に係る子以外に小学校就学前の子を養育する場合、その氏名、請求者の連絡等及び生年月日について記入すること。

4 該当する口には、印を記入すること。

第24号様式の3から第29号様式まで (略)

第24号様式の3から第29号様式まで (略)

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。

新旧対照表（第2条関係）

沖縄県教育庁等職員人事評価実施規程（平成28年沖縄県教育委員会訓令第3号）新旧対照表				
	改 正 案		現 行	
第1条から第31条まで 別表第1（第3条関係） 1次評価者、2次評価者及び実施権者	第1条から第31条まで 別表第1（第3条関係） 1次評価者、2次評価者及び実施権者			
組織区分 被評価者 1次評価者 2次評価者 実施権者	組織区分 被評価者 1次評価者 2次評価者 実施権者		1次評価者 2次評価者 実施権者	
注1及び注2 （略） 注3 室長等とは、沖縄県教育庁組織規則第17条に規定する教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、学力向上推進室長、全国高校総体推進室長及び生涯学習推進監をいう。	注1及び注2 （略） 注3 室長等とは、沖縄県教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、学力向上推進室長、新県立図書館準備室長及び生涯学習推進監をいう。		注1及び注2 （略） 注3 室長等とは、沖縄県教育企画室長、福利厚生監、技術調整監、県立学校人事管理監、小中学校人事管理監、特別支援教育室長、学力向上推進室長、新県立図書館準備室長及び生涯学習推進監をいう。	
別表第2から別表第5まで （略）	別表第2から別表第5まで （略）		別表第2から別表第5まで （略）	

(注) 訓令の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。